兵庫県公報

平成29年6月15日 木曜日 号 外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

選挙管理委員会告示	۸° –)``
○ 兵庫県知事選挙の期日	1
○ 兵庫県知事選挙の選挙長及び同職務代理者の選任	1
○ 兵庫県知事選挙の選挙長の職務を行う場所	1
○ 兵庫県知事選挙の選挙会の日時及び場所	2
○ 政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	2
○ 選挙運動に関する支出金額の制限額	2
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	2
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	3
○ 兵庫県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示	4
○ 兵庫県議会議員補欠選挙の選挙人名簿の登録基準日	4
后使用加重 ^强 党 说 是 生 二	
兵庫県知事選挙選挙長告示	
○ 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	4

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第33条第1項の規定により、兵庫県知事の選挙を平成29年7月2日に行う。

平成29年6月15日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 立 石 幸 雄

兵庫県選挙管理委員会告示第34号

平成29年7月2日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び同法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

^^^^^^

平成29年6月15日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 立 石 幸 雄

1 選挙長

神戸市兵庫区熊野町2丁目3番7号

立石幸雄

2 選挙長の職務を代理すべき者

神戸市須磨区須磨本町1丁目1番32号

岡 明彦

兵庫県選挙管理委員会告示第35号

平成29年7月2日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙執行規程(昭和47年兵庫県選挙管理委員会告示第43号)第7条の規定により、選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成29年6月15日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄

1 平成29年6月15日

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第2号館11階 B会議室

2 平成29年6月16日以降

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

兵庫県選挙管理委員会告示第36号

平成29年7月2日執行の兵庫県知事選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。 平成29年6月15日

^^^^^

兵庫県選挙管理委員会 委員長 立 石 幸 雄

1 日 時 平成29年7月4日 午後2時

2 場 所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

兵庫県選挙管理委員会告示第37号

平成29年7月2日執行の兵庫県知事選挙につき、政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第14条第1項の規定により、候補者の政見放送及び経歴放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

^^^^^

平成29年6月15日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 立 石 幸 雄

1 日 時 平成29年6月15日 午後6時

2 場 所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

兵庫県選挙管理委員会告示第38号

平成29年7月2日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による 選挙運動に関する支出金額の制限額は56,651,200円である。

^^^^

平成29年6月15日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 立 石 幸 雄

兵庫県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成29年6月15日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立 石 幸 雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数

92, 718

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 679,486

兵庫県選挙管理委員会告示第40号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。)は、次のとおりである。

^^^^^^^^^^

平成29年6月15日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 立 石 幸 雄

(選 挙 区 名)	(選挙区における選挙権を有する)
	者の総数の3分の1等の数
神戸市東灘区	58, 015
神戸市灘区	36, 138
神戸市中央区	35, 511
神戸市兵庫区	30, 231
神戸市北区	61, 570
神戸市長田区	27, 027
神戸市須磨区	45, 797
神戸市垂水区	61, 876
神 戸 市 西 区	67, 736
姫 路 市	140, 035
尼 崎 市	128, 827
明 石 市	82, 659
西 宮 市	132, 040
洲本市	12, 884
芦 屋 市	26, 640
伊 丹 市	55, 300
相生市	8, 547
豊岡市	23, 396
加 古 川 市	74, 150
たつの市及び揖保郡	30, 986
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	23, 358
西脇市及び多可郡	17, 718
宝 塚 市	64, 533
三 木 市	22, 197
高 砂 市	25, 638
川西市及び川辺郡	53, 211
小 野 市	13, 351
三 田 市	31, 595
加 西 市	12, 620
篠 山 市	11, 981
養父市	7, 030
丹 波 市	18, 359
南あわじ市	13, 737
朝来市	8, 841
淡 路 市	12, 944
宍 粟 市	11,071
加東市	10, 941
加 古 郡	18, 181

神崎郡12,298美方郡9,637

兵庫県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定により、兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙 区において、当該選挙区選出議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた。

^^^^^

平成29年6月15日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 立 石 幸 雄

兵庫県選挙管理委員会告示第42号

平成29年7月2日執行の兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙につき、公職選挙法(昭和25年 法律第100号)第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録基準日は平成29年6月22日とする。

^^^^^^

平成29年6月15日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 立 石 幸 雄

兵庫県知事選挙選挙長告示

兵庫県知事選挙選挙長告示第1号

平成29年7月2日執行の兵庫県知事選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項及び第4項の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。 平成29年6月15日

兵庫県知事選挙

選挙長 立 石 幸 雄

- 1 日 時
 - (1) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項(候補者から届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき)の規定によるくじ

平成29年6月29日 午後6時

- (2) 公職選挙法第76条において準用する同法第62条第4項(候補者から届出のあった選挙立会人で同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるとき)の規定によるくじ 平成29年6月29日 午後6時10分
- 2 場 所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室